

# HP ヒューマン・プライム通信

発行元 株式会社ヒューマン・プライム  
ヒューマン・プライム労務管理事務所  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5651-4112  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 残業代遡及支払額 100万円以上の企業 125社：合計約 18億円 東京労働局が平成 24 年度の監督指導による 賃金不払残業の是正結果を発表

東京労働局管下 18 の労働基準監督署は、昨年 4 月から本年 3 月までの 1 年間、残業に対する割増賃金が適正に支払われていない企業 **2,300 社** に、是正を勧告・指導を行いました。時間外・休日・深夜労働に対する賃金を支払わないことは、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反となります。平成 24 年度の是正の結果、支払われた金額が 100 万円以上になった 125 社の状況は以下のようになります。



### ●対象企業：125 件

業種別では、「商業 44 件」「その他の事業 30 件」「教育研究業 10 件」が全産業の 7 割弱を占めています。

### ●対象労働者：14,540 人

業種別では、「その他の事業 7,392 人」「商業 3,131 人」「保健衛生業 1,479 人」が全産業の 8 割強を占めています。

### ●遡及額：17 億 6,464 万円

業種別では、「商業 7 億 8,821 万円」「その他の事業 4 億 2,021 万円」「接客娯楽業 2 億 345 万円」が全産業の 8 割を占めています。

### ●1 企業当たりの支払金額：1,412 万円

### ●労働者 1 人の平均支払金額：12 万円

### ●1 企業で支払い金額が 1 億円を超えた事案の一例

**業種**：商業

**問題点**：事業場外労働のみなし労働時間制

事業場外であっても実際は業務のために所持している端末によって、労働時間の把握は可能であったため、事業場外のみなし労働時間制は適用外であること。端末の記録から労働時間を確認し、割増賃金の不払も発生していること。この 2 点により是正勧告の対象となった。

**遡及是正額、対象者**：約 5 億円 約 530 人



上記の事案の他、企画業務型裁量労働制を導入している企業が労使委員会を開催していなかったため、同労働制が無効になるケースもありました。みなし労働制を不正に利用することにより、割増賃金を支払わないケースといえます。東京労働局では、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進するとしています。労働時間をしっかりと管理して、不正のない経営体制を作ることが重要です。一番に必要とされることは、**労働者の過重労働を防止するためにも、残業を減らしていく企業努力です。**

## 新サービス／総合型基金に加入している中小企業の皆様へ **基金簡易診断シート**

2013 年 6 月に基金制度廃止の改正法が成立し、ご加入基金においてもいろいろな動きが出て来ていると思われます。「基金簡易診断シート」では、分かりづらい基金の状況を診断し、一般の人事総務担当者にわかりやすく解説します。さらに、企業としての今後の対応についても、簡易診断を行います。

※詳しくはホームページをご覧ください。 <http://humanprime.co.jp/xhtml/023/>